

環境影響評価技術指針の改定について（放射性物質）

平成28年1月19日
宮城県環境対策課

1. 背景

従来、放射性物質による環境汚染対策については、原子力基本法（昭和30年法律第186号）等に対応を委ねられてきたが、平成25年6月に「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」が公布され、放射性物質の対応について個別法で対応することとなった。これを受けて環境省では環境影響評価法等（以下、法）を改定し、法に基づく環境アセスメントにおいて放射性物質が評価項目に含まれることとなった（平成27年6月1日施行）。

2. 宮城県の方針

本県は特に県南や県北の一部において福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響を少なからず受けているため、宮城県環境影響評価技術指針（以下、技術指針）を改定し、宮城県環境影響評価条例（以下、条例）に基づく環境アセスメントにおいても放射性物質を評価項目に含めることとする。

また、技術指針改定や法に基づく環境アセスメントに係る放射性物質の審議に対応する必要があることから、東北大学大学院工学研究科の石井教授に平成28年1月1日付けで宮城県環境影響評価技術審査会委員を委嘱した。

3. 隣県等の対応状況（平成27年11月現在）

- (1) 技術指針改定済み：青森県，福島県
- (2) 技術指針改定無：北海道，山形県
- (3) 検討中：岩手県，秋田県，札幌市，仙台市

4. 環境アセスメント手続きの動向

(1) 条例に基づく手続きの動向

- イ 現在方法書手続中の案件：無し
- ロ 今後アセス手続きの可能性のある相談案件：メガソーラー事業

(2) 法に基づく手続きの動向

鳴瀬川総合開発事業（筒砂子ダム規模拡大）

来年度から法第一種事業として、鳴瀬川総合開発事業（（加美町）筒砂子ダム規模拡大）の環境アセスメント手続きが開始される見込みである。これは法改正以降の手続きとなるため放射性物質を評価項目に含めるか否かについて検討を必要とする。

5. 本日以降の宮城県環境影響評価技術審査会等（以下、審査会）の予定

平成28年1月19日	審査会	技術指針改定案	諮問
2月15日	審査会	技術指針改定案	答申
3月		技術指針改定の告示	